

平成25年度第4回 独立行政法人労働者健康福祉機構契約監視委員会〔概要〕

開催日時	平成26年3月20日（木）13:00～15:00
場 所	労働者健康福祉機構本部 会議室
委 員	田極春美（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）主任研究員） 竹内啓博（公認会計士） 山本 勲（慶應義塾大学商学部准教授） 海野哲也（独立行政法人労働者健康福祉機構監事）
審議対象	1. 平成25年11月から平成26年1月までに締結した競争性のない随意契約の点検・見直し 2. 平成25年11月から平成26年1月までに締結した一者応札・応募の契約の点検・見直し 3. 平成25年11月から平成26年1月までに締結した契約のうち2か年度連続一者応札・応募案件に係る点検・見直し
議事概要	1. 担当部局から、審議に当たっての事前説明を行い、委員会における審議方法について了承を得た。 （1）審議対象 ・平成25年11月から平成26年1月までに締結した契約203件のうち ① 競争性のない随意契約であったもの 12件 ② 一者応札・応募であったもの 55件 ③ 記②のうち、2か年度連続一者応札応募であったもの（再掲）7件 （2）選定方法 ①審議案件の選定委員である竹内委員により審議対象別に説明案件を事前選定 ②竹内委員から選定に際してのポイントの説明（全会一致で了承） （3）選定ポイント イ 競争性のない随意契約については、「随意契約によらざるを得ない」案件を改めて検証する観点から、次の①から③の基準により選定 ①過去の契約監視委員会において「随意契約によらざるを得ない」と判断された契約を除いたもの（今回は緊急性の観点を中心に選定） ②コスト削減の余地があるものとして、契約金額が高額なもの ③事前選定の場において、契約案件リストから選定委員により任意に抽出されたもの ロ 一者応札・応募については、一般競争入札の趣旨である経済的効果を望める観点から、次の①から③の基準により選定 ①コスト削減の余地があるものとして、契約金額が高額なもの ②落札率が100%又は100%に近いもの

	<p>③事前選定の場において、契約案件リストから選定委員により任意に抽出されたもの</p> <p>ハ 2か年度連続一者応札・応募については、上記ロと同様の基準により選定</p> <p>2. 審議案件（別紙参照）</p> <p>(1) 競争性のない随意契約（5件）</p> <p>①リニアック装置ロータリージョイント交換修理（鹿島労災病院）</p> <p>②自動精算機等の診療明細書発行に係る対応作業（機器本体側）（千葉労災病院）</p> <p>③自動精算機等の診療明細書発行に係る対応作業（電子カルテ側）（千葉労災病院）</p> <p>④人工呼吸器（賃貸借）（中国労災病院）</p> <p>⑤一般撮影システム KX0-80 修理（愛媛労災病院）</p> <p>(2) 一者応札・応募（6件）</p> <p>①全自動輸血検査システム（新潟労災病院）</p> <p>②下水道使用料金削減システム賃貸借（和歌山労災病院）</p> <p>③MRI室改修工事一式（山口労災病院）</p> <p>④香川県医療情報ネットワークゲートウェイサーバーシステム一式（香川労災病院）</p> <p>⑤磁気共鳴断層撮影装置保守業務（熊本労災病院）</p> <p>⑥フィジカルアセスメントトレーニングモデル一式（千葉労災看護専門学校）</p> <p>(3) 2か年度連続一者応札・応募（1件）</p> <p>①病院総合情報システムNW機器保守業務（山口労災病院）</p>
--	--

審議概要

3. 主な審議内容 (○委員 ●担当部局)

(1) 競争性のない随意契約

①リニアック装置ロータリージョイント交換修理

● リニアック装置の部品交換修理の業務である。平成 19 年度に導入以来初めての故障で、装置内のガス漏れにより使用不能となった。保守は行っていたが予見することはできなかった。

● リニアック装置は悪性腫瘍の治療予約もあるため、早急に修理を行なう必要があり、競争に付する期間が確保できなかったため随意契約としている。

○ 患者の治療を優先しなければならない状況であり随意契約はやむを得ないケースである。

②③自動精算機等の診療明細書発行に係る対応作業 (②③をまとめて審議)

● 既存の自動精算機については、診療報酬明細を発行する機能はなかった。平成 24 年度の診療報酬改定により明細書発行が義務化され、平成 25 年度まで経過措置とされていたことによる機能を追加する契約である。

● 自動精算機本体とデータを送る側の電子カルテシステムは別々に導入していた。それぞれが互いのプログラムを改修することが出来なため 1 契約とすることは出来なかった。また、既存システムの追加機能を別の業者に分割して発注すると、故障した場合の責任分担が難しくなり不利である。

○ 他の病院で同じようなケースがないか確認し金額の妥当性を検証すること。

④人工呼吸器 (賃貸借)

● 自発呼吸のできない重篤な患者に使用する装置であり、操作を誤ると命に支障があるので機器の統一が必要と考える。また、呼吸法医学会においても誤操作を減らす目的からマニュアルで機種の一統を図ることとされている。

○ レンタルにした場合と購入した場合の比較検討はしているか。

● 将来的に患者の構成が変わる可能性もあり、柔軟に対応できるようにレンタルとしている。

○ 機器を統一しなければならないのであれば、更新時期を合わせ一気に変えることはできないか。

● 既存機器については契約年数や耐用年数が異なり、同時期に購入していても使用頻度等により使用不能となる時期

は異なる。

- 経済合理性と医療安全を秤にかけるのは難しいが、医療安全を優先することには妥当性があると考えられる。

⑤一般撮影システム KX0-80 修理

- 一般撮影装置の管球交換修理である。当該病院では、一般撮影装置を2台で運用しており、1台が使用不能となると外来診療に大きな影響を及ぼすため速やかに修理する必要があるので、随意契約としている。
- また、当該装置の管球交換は他の業者では出来ないものであった。
- 管球交換は通常3~5年で交換しているのに対し、前回の交換が2年前であったため予見することが難しかった。
- 本件の場合には外来診療等の待ち時間が増え診療に影響を受けるものであり、随意契約はやむを得ない。

(2) 一者応札・応募

①全自動輸血検査システム

- 血液製剤が患者の血液に適合するかを検査する機器で、事故や副作用を防ぎ、安全に輸血を行うために、既存システムと書式の統一を図る必要があった。
- 仕様書において、業者を特定するような表現は改めるべきである。
- 当該病院では、一者応札になった理由として、機器のサポート体制の要件が厳しすぎたと考えている。
- 診療上において、重要な機器であり、サポート体制の厳しいことは医療安全上、当然である。
- 対応可能業者を可能な限り事前調査のうえ把握して広く周知させることにより、競争性を確保して頂きたい。

②下水道使用料金削減システム賃貸借

- 下水道量を計測し、下水道料金の減免制度を受けるための装置である。
- 本システムは特有のライセンスがあるものではなく、対応業者は複数存在するので、当該病院は調達内容を容易に理解できるよう工夫するとしている。
- 対応可能業者を可能な限り事前調査のうえ把握して広く周知させることにより、競争性を確保して頂きたい。

③MRI室改修工事一式

- MRIの設置する部屋の内部改修で、電気空調設備も含んだ大掛かりの工事である。

	<ul style="list-style-type: none">● 当該病院も入札公告を平日 10 日以上確保したが、もう少し公告期間を長くすべきだったと考えている。○ 対応可能業者を可能な限り事前調査のうえ把握して広く周知させることにより、競争性を確保して頂きたい。 <p>④香川県医療情報ネットワークゲートウェイサーバーシステム一式</p> <ul style="list-style-type: none">● 県内の地域医療ネットワークに接続するためのものであり、県の補助金事業である。● 仕様書については県の方で指定されており、既に対応業者が限られている。○ 一般競争入札の形式を取っているが県の仕様書の縛りがあり対応業者が限定され、やむを得ないケースである。 <p>⑤磁気共鳴断層撮影装置保守業務</p> <ul style="list-style-type: none">● MRI 装置の保守業務である。単純な消耗品の交換だけではなく、運用サポート、点検整備、リモートサービス等の業務でメーカーしか対応は出来ない。○ 入札に参加する応札要件として、当院の保守実績を求めており、限定的となっているので、表現に留意すること。 <p>⑥フィジカルアセスメントトレーニングモデル一式</p> <ul style="list-style-type: none">● 看護学生が聴診、触診等の診療手順を学ぶための患者等身大モデルである。● 納入可能な業者は複数あって、業者への案内も行なった。○ 価格の検証については他メーカーの同等機種を検討も行うこと。○ 業者への案内と公告期間の確保に努めること。 <p>(3) 2か年度連続一者応札・応募</p> <p>①病院総合情報システムNW機器保守業務</p> <ul style="list-style-type: none">● 院内における電子カルテのネットワーク認証装置の保守業務である。● 他業者も入れる仕様となっているが、当該システムの構築業者でない業者が避けたと考えられる。○ 保守点検業務を2か年以上連続して請負った実績を有する者とした要件を緩和できないか検討すること。○ 金額が高くなっていることについて、説明ができるように整えておくこと。○ 公告期間の長さ、時期等について周知が図られるような配慮を行うこと。
--	---